

# 第 10 次鳥獣保護事業計画書

平成 19 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 24 年 3 月 31 日まで

香 川 県



# 目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 特別保護地区指定計画	7
3 休猟区の指定	9
(1) 方針	9
(2) 休猟区指定計画	9
(3) 特例休猟区指定計画	9
4 鳥獣保護区の整備等	10
(1) 方針	10
(2) 整備計画	10
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区	11
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12
(1) 方針	12
(2) 人工増殖計画	12
2 放鳥獣	13
(1) 方針	13
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	13
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	14
(1) 許可しない場合の基本的考え方	14

(2) 許可する場合の基本的考え方	14
(3) わなの使用に当たっての許可基準	16
(4) 許可に当たっての条件の考え方	16
(5) 許可権限の市町長への委譲	16
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	17
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	17
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	17
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	17
<b>2 学術研究を目的とする場合</b>	<b>18</b>
(1) 学術研究	18
(2) 標識調査	19
<b>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</b>	<b>20</b>
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	20
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	20
(3) 鳥獣の適正管理の実施	21
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	22
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	24
<b>4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</b>	<b>25</b>
(1) 許可対象者	25
(2) 鳥獣の種類・数	25
(3) 期間	25
(4) 区域	25
(5) 方法	25
<b>5 その他特別の事由の場合</b>	<b>26</b>
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	26
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	26
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	27
(4) 愛がんのための飼養の目的	27

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 .....	28
(6) 鵜飼漁業への利用 .....	28
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 .....	29
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 .....	29
<b>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</b> .....	30
<b>1 特定猟具使用禁止区域の指定</b> .....	30
(1) 方針 .....	30
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 .....	30
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 .....	32
<b>2 特定猟具使用制限区域の指定</b> .....	34
<b>3 猟区設定のための指導</b> .....	34
<b>第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項</b> .....	35
<b>1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針</b> .....	35
<b>2 実施計画の作成に関する方針</b> .....	35
<b>第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</b> .....	36
<b>1 基本方針</b> .....	36
<b>2 鳥獣保護対策調査</b> .....	36
(1) 方針 .....	36
(2) 鳥獣生息分布調査 .....	36
(3) 希少鳥獣等保護調査 .....	36
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 .....	37
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 .....	38
<b>3 狩猟対策調査</b> .....	38
(1) 方針 .....	38
(2) 狩猟鳥獣生息調査 .....	38
(3) 放鳥効果測定調査 .....	39
(4) 狩猟実態調査 .....	39
<b>4 有害鳥獣対策調査</b> .....	40

(1) 方針	40
(2) 調査の概要	40
<b>第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項</b>	<b>41</b>
<b>1 鳥獣保護思想の普及</b>	<b>41</b>
(1) 方針	41
(2) 事業の年間計画	41
(3) 愛鳥週間行事等の計画	41
<b>2 野鳥の森等の整備</b>	<b>42</b>
<b>3 愛鳥モデル校の指定</b>	<b>42</b>
(1) 方針	42
(2) 指定期間	42
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	42
(4) 指定計画	43
<b>4 安易な餌付けの防止</b>	<b>43</b>
(1) 方針	43
(2) 年間計画	44
<b>5 法令の普及徹底</b>	<b>44</b>
(1) 方針	44
(2) 年間計画	45
<b>第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項</b>	<b>46</b>
<b>1 鳥獣行政担当職員</b>	<b>46</b>
(1) 方針	46
(2) 設置計画	46
(3) 研修計画	46
<b>2 鳥獣保護員</b>	<b>47</b>
(1) 方針	47
(2) 設置計画	47
(3) 年間活動計画	48

(4) 研修計画 .....	48
<b>3 保護管理の担い手の育成 .....</b>	<b>49</b>
(1) 方針 .....	49
(2) 狩猟者の減少防止対策 .....	49
<b>4 鳥獣保護センター等の設置 .....</b>	<b>49</b>
<b>5 取締り .....</b>	<b>49</b>
(1) 方針 .....	49
(2) 年間計画 .....	50
<b>6 必要な財源の確保 .....</b>	<b>50</b>
<b>第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項 .....</b>	<b>51</b>
<b>1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 .....</b>	<b>51</b>
<b>2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 .....</b>	<b>51</b>
(1) 希少鳥獣 .....	51
(2) 狩猟鳥獣 .....	52
(3) 外来鳥獣 .....	52
(4) 一般鳥獣 .....	52
<b>3 狩猟の適正管理 .....</b>	<b>53</b>
(1) 基本的な考え方 .....	53
(2) 狩猟者の資質向上のための取組 .....	53
(3) わな猟の適切な実施 .....	53
(4) 狩猟者の確保 .....	53
<b>4 入猟者承認制度に関する事項 .....</b>	<b>54</b>
<b>5 指定猟法禁止区域 .....</b>	<b>54</b>
(1) 方針 .....	54
(2) 許可の考え方 .....	54
(3) 条件の考え方 .....	54
<b>6 鳥類の飼養の適正化 .....</b>	<b>55</b>
(1) 方針 .....	55

(2) 飼養の適正化に当たっての留意点 .....	55
<b>7 販売禁止鳥獣等 .....</b>	<b>55</b>
(1) 許可の考え方 .....	55
(2) 許可の条件 .....	56
<b>8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 .....</b>	<b>56</b>
(1) 現状 .....	56
(2) 基本的な考え方 .....	57
(3) 救護個体の取扱い .....	57
(4) 野生復帰 .....	57
<b>9 人獣共通感染症への対応 .....</b>	<b>58</b>

## 第一 計画の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

ただし、本計画の記載事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）については、改正法の施行期日（平成 19 年 4 月 16 日）から効力を発するものとする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

このような観点から、本県においては第 9 次鳥獣保護事業計画終了時点で 25 箇所、8,728ha の鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約 4.7% を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

しかし、一方では、鳥獣保護区が鳥獣による農林水産業等への被害を増大させるとの主張も根強く、その指定は、従来にもまして困難になってきているのが現状である。

こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する真名屋敷鳥獣保護区ほか 10 箇所、2,559ha について存続期間を更新することとし、さらに、特に野生鳥類の生息環境の良好な紫雲出山地域（三豊市詫間町、854ha）を、新たに紫雲出山鳥獣保護区として指定するものとする。

この結果、本計画終了時点の鳥獣保護区は 26 箇所、9,582ha となり、県土面積中約 5.1% を占めることになる。

## ② 指定区分ごとの方針

### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する真名屋敷鳥獣保護区など7箇所、1,860haについて存続期間を更新することとし、さらに、特に野生鳥類の生息環境の良好な紫雲出山地域を新たに紫雲出山鳥獣保護区(854ha)として指定する。

### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する田村池鳥獣保護区(24ha)について存続期間を更新する。

### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する山大寺池・太古の森鳥獣保護区ほか1箇所、675haについて存続期間を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表) (面積: ha)

区 分		鳥 獣 保護区 指定の 目 標	既指定 鳥 獣 保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	9	13	箇 所	1					1						
	面積	2,700	5,809	変動面積	854					854						
大規模 生息地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
集 団 渡来地	箇所		3	箇 所												
	面積		1,418	変動面積												
集 団 繁殖地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
希少鳥獣 生息地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
生息地 回 廊	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣 生息地	箇所		9	箇 所												
	面積		1,501	変動面積												
計	箇所		25	箇 所	1					1						
	面積		8,728	変動面積	854					854						

(第1表) 続き (面積: ha)

区 分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
森林鳥獣 生息地	箇所													1	14
	面積													854	6,663
大規模 生息地	箇所														
	面積														
集 団 渡来地	箇所														3
	面積														1,418
集 団 繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣 生息地	箇所														
	面積														
生息地 回 廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣 生息地	箇所														9
	面積														1,501
計	箇所													1	26
	面積													854	9,582

備 考 \* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成 19 年度	三豊市詫間町	紫雲出山鳥獣保護区 1箇所	854 ha	10 年	うち 625ha は、紫雲出山特定猟 具使用禁止区域 (銃)

## ② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 19 年度	森林鳥獣生息地	真名屋敷鳥獣保護区	期間更新	86		86	平成 19 年 11 月 15 日から 平成 29 年 11 月 14 日まで		
平成 20 年度	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮境内林 象頭山鳥獣保護区	〃	185		185	平成 20 年 11 月 15 日から 平成 30 年 11 月 14 日まで		
	〃	金刀比羅宮社有林 南山鳥獣保護区	〃	46		46			
	身近な鳥獣生息地	山大寺池・ 太古の森鳥獣保護区	〃	25		25			
平成 21 年度	身近な鳥獣生息地	公淵鳥獣保護区	〃	329		329	平成 21 年 11 月 15 日から 平成 31 年 11 月 14 日まで		
	集団渡来地	田村池鳥獣保護区	〃	24		24			
	森林鳥獣生息地	屋島鳥獣保護区	〃	818		818			
平成 22 年度	森林鳥獣生息地	寒霞渓鳥獣保護区	〃	510		510	平成 22 年 11 月 15 日から 平成 32 年 11 月 14 日まで		
	身近な鳥獣生息地	満濃池鳥獣保護区	〃	321		321			
	森林鳥獣生息地	大川山鳥獣保護区	〃	200		200			
平成 23 年度	森林鳥獣生息地	八栗鳥獣保護区	〃	15		15	平成 23 年 11 月 15 日から 平成 33 年 11 月 14 日まで		
計		11 箇所		2,559		2,559			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

特別保護地区は、第9次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において4箇所、577haを指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。

しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段と得にくくなっているのが現状である。

こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する金刀比羅宮境内林象頭山特別保護地区（仲多度郡琴平町、185ha）を再指定するものとし、新たな指定については、必要に応じて検討を行うものとする。

### (2) 特別保護地区指定計画

(第4表) (面積：ha)

区 分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
森林鳥獣生息地	箇所	7	4	箇所		1				1					
	面積	666	577	変動面積		185				185					
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
集団渡来地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
計	箇所		4	箇所		1				1					
	面積		577	変動面積		185				185					

(第4表) 続き (面積: ha)

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減 *	計画終了時の特別保護地区 **
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所							1				1		4
	面積							185				185		577
大規模生息地	箇所													
	面積													
集団渡来地	箇所													
	面積													
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所													
	面積													
計	箇所							1				1		4
	面積							185				185		577

備考 \* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(第5表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成20年度	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮境内林 象頭山鳥獣保護区  1箇所	ha 185	平成20年11月15日から 平成30年11月14日まで	ha 185	平成20年11月15日から 平成30年11月14日まで			再指定

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものであり、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、その分布に偏りが無いよう順次指定するものとする。

なお、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるように留意するものとする。

#### (2) 休猟区指定計画

(第6表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間	備 考
平成 19 年度	観音寺市 観音寺市、三豊市 さぬき市、三木町 東かがわ市 小豆島町	高尾山休猟区	3,500	3年	
		七宝山休猟区	2,170	〃	
		広野・花折休猟区	1,260	〃	
		北山休猟区	610	〃	
		安田休猟区	2,110	〃	
		計	5箇所	(9,650)	
平成 21 年度	高松市、坂出市、綾川町 さぬき市 三豊市、まんのう町	鷲ノ山休猟区	1,330	3年	
		大川休猟区	910	〃	
		まんのう・財田休猟区	3,440	〃	
		計	3箇所	(5,680)	
平成 22 年度	高松市 高松市 高松市、三木町 観音寺市 小豆島町	八栗・五剣山休猟区	1,760	3年	
		上佐山休猟区	500	〃	
		安原上東休猟区	1,330	〃	
		雲辺寺ヶ原休猟区	2,920	〃	
		三都休猟区	640	〃	
		計	5箇所	(7,150)	
合 計		13箇所			

#### (3) 特例休猟区指定計画

休猟区及びその周辺における特定鳥獣（イノシシ）による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用について検討するものとする。

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置するなど、管理のための施設整備に努めるとともに、鳥獣の生息環境維持の観点から、必要に応じて鳥獣の生息状況把握や違法捕獲の取締りなど、調査、巡視等を行う。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の設置

(第7表)

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標識類の整備	標識及び案内板の設置	新規指定分及び老朽分の更新	老朽分の更新	老朽分の更新	老朽分の更新	老朽分の更新
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—

###### ② 利用施設の整備

(第8表)

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
観察路、観察舎等の整備	観察路、給餌台等を整備しているが、老朽化している。 〔阿弥陀越 鳥獣保護区〕	整備に努める。				
その他の施設等の整備						

③ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理員等	箇所数	1	1	1	1	1
	人 数	1人	1人	1人	1人	1人
管理のための調査の実施		鳥獣の生息環境の維持を図るための調査、巡視等に努める。(阿弥陀越鳥獣保護区)				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

狩猟鳥獣であるキジ（ニホンキジ）について、放鳥計画に対応できる生産量及び優良種を確保するため、県内養殖業者の指導に努める。

##### (2) 人工増殖計画

(第10表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成19年度			キジ (ニホンキジ)	放鳥個体の定着率を向上させるため、県内養殖業者に対し指導を行う。	
平成20年度			〃	〃	
平成21年度			〃	〃	
平成22年度			〃	〃	
平成23年度			〃	〃	

## 2 放鳥獣

### (1) 方針

狩猟鳥獣のうちキジ（ニホンキジ）については、第1次鳥獣保護事業計画当初から放鳥してきたが、狩猟による捕獲数が年々減少しており、引き続き、次のとおり生息に適した場所への成鳥放鳥を行うこととする。

なお、放鳥個体には翼帯を装着して、その回収等による定着状況調査を実施することとし、定着率が低い場合は、放鳥時期及び放鳥場所について検討する。

### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第11表)

種類名	放鳥の地域	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ (ニホンキジ)	鳥獣保護区	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	10	250
	休猟区	6	530	6	530	7	590	7	530	7	530	33	2,710
	その他	8	260	8	260	7	200	7	260	7	260	37	1,240
	計	16	840	16	840	16	840	16	840	16	840	80	4,200

(第12表)

種類名	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			備考
	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他	
キジ (ニホンキジ)	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	
	840			840			840			840			840			

※ 県内には養殖業者が1業者のみ（さぬき市大川町 陶山養キジ場）であるため、社団法人香川県猟友会への委託事業の中で、当該業者が養殖したキジを購入、放鳥するものとする。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

###### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

###### (2) 許可する場合の基本的考え方

###### ① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

###### ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行われるものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

4) 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

6) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

## (3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

## ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

## ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

## ③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

## (4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

## (5) 許可権限の市町長への委譲

知事権限に属する種のうち、香川県レッドデータブック掲載種以外の鳥獣による被害の防止を目的とする捕獲許可に係る事務については、平成 18 年度から市町長に委譲しており、引き続き、法、規則及び本計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲を行う区域が複数の市町に及び、複数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせるものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰らせることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう、及び捕獲物等が違法に捕獲されたものと誤認されないように指導するものとする。

また、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

なお、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を検討すること、狩猟鳥獣以外の捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。なお、このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのないよう各方面を指導するものとする。

## 2 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

#### ① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。  
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。  
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

#### ② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。

#### ③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数とする。

#### ④ 期間

1年以内とする。

#### ⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

#### ⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

#### ⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合は、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

## (2) 標識調査

### ① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）とする。

### ② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内とする。ただし、特に必要があると認められる種についてはこの限りでない。

### ③ 期間

1 年以内とする。

### ④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

### ⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

### 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

#### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

#### (2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

##### ① 予察表

(第13表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
イノシシ	水稻、夕ノ、野菜、果樹、 仔類、マ類、麦類	←															→	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、 東かがわ市、三豊市、三木町、綾川町、琴平町、多度津町、 まんのう町
ニホンジカ	果樹、野菜、水稻、ヒノキ、スギ	←															→	土庄町、小豆島町
トビ等	航空機の航行障害	←															→	高松空港 (航空機航行障害)

② 予察捕獲に係る方針等

被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）の実施に当たっては、鳥獣の種類別に予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の被害の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じて学識経験者等、科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとし、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

被害発生度の高い鳥獣（カラス、カワラバト（ドバト）、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、キジバト、カワウ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等）の適正管理を実施するため、その生息状況の把握に努めるとともに、農林水産部局等関係機関との連携を図りながら、学識経験者等の意見を聴取し、適正な個体数管理の実施や有効な被害防除方法の確立に努める。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

被害の防除については、十分な方法が確立されるまでには至っていないため、被害発生度の高い鳥獣については、有効な防除方法の確立に努めるとともに、狩猟及び有害鳥獣捕獲により適正な個体数管理を引き続き実施するものとする。

(第14表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
イノシシ	平成19年度から平成23年度まで	モニタリング（捕獲状況・被害状況調査等）を実施し、特定鳥獣保護管理計画に基づき、必要な防除対策及び効果的な捕獲を行う。	「香川県イノシシ適正管理計画」
ニホンジカ（小豆島）	平成21年度	モニタリング（生息密度調査等）を実施し、その結果に基づき被害対策を検討するとともに、必要に応じ市町等への助言、指導を行う。	
その他の有害鳥獣	平成19年度から平成23年度まで	有害鳥獣の生息調査及び被害実態調査の結果に基づき被害対策を検討するとともに、必要に応じ市町等への助言、指導を行う。	

#### (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

##### ① 方針

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上記1に加え次のとおりとする。

- 1) 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。
- 2) 狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）及びニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

- 3) 外来鳥獣による被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- 4) 予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとし、予察表を作成した上で行うものとする。
- 5) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとするほか、許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を着用させるものとする。

また、捕獲許可権者は、必要に応じて捕獲の実施への立ち会い等により、適正な有害鳥獣捕獲が実施されるよう対処するものとする。

- 6) 有害鳥獣捕獲についての許可に当たっては、本計画に定めるほか、「香川県有害鳥獣捕獲許可事務処理要領」の定めるところによるものとする。

##### ② 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準は、原則として次表のとおりとする。

有害鳥獣捕獲の許可基準

(第15表)

許可権者	鳥獣種	許可基準					許可対象者	備考
		方法	区域	時期	日数	捕獲(採取)数 (羽、頭、個)		
市町長	知事又は環境大臣許可権限でない鳥獣	従来の捕獲実績から見て最も効果のあるものとする。 ただし、法令で禁止されている猟法は、原則として使用しない。 また、空気銃を使用した捕獲は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限って認めるものとする。	被害の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地を対象とするとともに、その範囲は必要かつ適切な区域とする。	原則として、被害の時期と一致させる。 ただし、予察捕獲の場合はこの限りではない。	原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期における必要かつ適切な期間とし、次のとおりとする。  ・ 銃器を使用する場合 60日以内  ・ 銃器以外を使用する場合 (イノシシ又はニホンジカをくくりわな等で捕獲する場合で、かつ止めさしに限り銃器を使用する場合を含む) 90日以内	被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数とする。	次の要件をすべて満たす者であること  ・ 被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者であつて、銃器(装薬銃)を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者  ・ 原則として、当該申請前1年間に当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者  ただし、一定の条件下でハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)を、捕獲箱を使用して捕獲する場合及び農林業者が自己の事業に対する被害を防止する目的で、かつ自己の耕作地等において銃器以外の方法により自ら捕獲する場合はこの限りではない。	狩猟期間中及びその前後2週間における捕獲許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあることから、捕獲の必要性を特に十分に審査する等、適切に対処するものとする。 また、愛鳥週間(5月10～16日)における鳥類の捕獲許可及び鳥獣の繁殖期(4～6月)の捕獲許可については、特別の事由がない限り避けるものとする。 なお、捕獲の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。 さらに、捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。
	香川県レッドデータブック掲載種であつて、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(希少鳥獣)でない鳥獣	実情に応じて定める。						
知事	飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣(希少鳥獣でないもの)	実情に応じて定める。						
	希少鳥獣でない鳥類の卵	一般的採取の方法	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。		原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者とする。  ・ 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合  ・ 建築物の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合	

## (5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

## ① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町、農林水産業者等関係者に対し有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図ることとする。

また、被害が激甚な地域については、その市町ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。

なお、当該市町内で捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町及び社団法人香川県猟友会に助言するものとする。

## ② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
イノシシ	イノシシによる被害の激甚な市町	
ニホンジカ	土庄町、小豆島町	

## ③ 指導事項の概要

- 1) 捕獲隊については、社団法人香川県猟友会の会員を中心に組織し、隊長を定め、隊長は常に隊員及び関係者と緊密な連絡をとり、安全な捕獲の実施に万全を期すよう指導するものとする。
- 2) 捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動がしやすい者等を隊員として捕獲隊を編成するよう指導するものとする。
- 3) 捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民に危険防止の周知徹底を図るよう指導するものとする。
- 4) 捕獲効果を高めるために複数の捕獲隊で一斉に捕獲を行う場合は、それぞれの隊長に対し、捕獲を実施する時間、場所等についてお互いに十分連絡を取り合い、事故防止の徹底を図るよう指導するものとする。

#### 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は、3(4)-①5)に準じるものとする。

また、捕獲許可申請手続については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）に規定する有害鳥獣捕獲の項目に準じるものとする。

##### (1) 許可対象者

銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者、銃器の使用以外の方法による場合はわな猟免許を所持する者であること。また、当該申請前1年間に当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者であること。

なお、捕獲の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

##### (2) 鳥獣の種類・数

特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数とする。

##### (3) 期間

特定計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間とする。

##### (4) 区域

特定計画の目標の達成のために必要かつ適切な区域とする。

##### (5) 方法

従来の捕獲実績からみて最も効果のあるものとする。ただし、原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。

## 5 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

### (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

#### ① 許可対象者

国、県又は市町の鳥獣行政事務担当職員とする。

#### ② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数とする。

#### ③ 期間

1年以内とする。

#### ④ 区域

申請者の職務上必要な区域とする。

#### ⑤ 方法

原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

### (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

#### ① 許可対象者

国、県又は市町の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者とする。

#### ② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数とする。

#### ③ 期間

1年以内とする。

#### ④ 区域

必要と認められる区域とする。

#### ⑤ 方法

原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要最小限の種類及び数とする。
- ③ 期間  
6か月以内とする。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法  
原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(4) 愛がんのための飼養の目的

- ① 許可対象者  
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養登録に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- ② 鳥獣の種類・数  
メジロに限る。1世帯1羽までとする。
- ③ 期間  
1か月以内とする。ただし、繁殖期間中（4～7月）は認めない。
- ④ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域は除く。
- ⑤ 方法  
原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。

## (5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- ② 鳥獣の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間  
6か月以内とする。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法  
網、わな又は手捕とする。

## (6) 鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者  
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要最小限とする。
- ③ 期間  
6か月以内とする。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法  
手捕とする。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

② 鳥獣の種類・数

必要最小限とする。

捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③ 期間

30日以内とする。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法令で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。



		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							12	12	7	15	10	56	△ 1	56
	面積(ha)							5,021	6,785	730	3,022	12,183	27,741	△ 625	27,424
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														
	面積(ha)														

備考 \* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間（年）	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間（年）	備 考
19 年度	さぬき市	志度ゴルフ場・上野山（銃）	550	5	再指定					
	さぬき市	雨滝山（銃）	229	〃	〃					
	高松市	六ツ目山（銃）	35	〃	〃					
	坂出市、綾川町	府中（銃）	660	〃	〃					
	多度津町	多度津（銃）	1,405	〃	〃					
	三豊市、琴平町、まんのう町	大麻山（銃）	720	〃	〃					
	綾川町、まんのう町	瀬戸タックゴルフクラブ（銃）	490	〃	〃					
	三豊市	朝日山（銃）	150	〃	〃					
	綾川町	山田下（銃）	55	〃	〃					
	東かがわ市	辻田（銃）	96	〃	〃					
丸亀市	天神国吉（銃）	6	〃	〃						
計		11箇所	4,396							
20 年度	土庄町、小豆島町	大部（銃）	118	5	再指定					
	高松市、綾川町	香南台地（銃）	1,140	〃	〃					
	土庄町	皇踏山（銃）	51	〃	〃					
	さぬき市	尽誠（銃）	22	〃	〃					
	観音寺市	仁池（銃）	91	〃	〃					
	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、まんのう町	丸亀・坂出（銃）	5,064	〃	〃					
	高松市	丸山（銃）	26	〃	〃					
	高松市	御殿山（銃）	41	〃	〃					
	高松市	鞍谷（銃）	85	〃	〃					
	高松市	大平パイロット地区（銃）	113	〃	〃					
	善通寺市	栗野池（銃）	8	〃	〃					
	善通寺市、琴平町	金倉川（銃）	26	〃	〃					
計		12箇所	6,785							

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
21 年度	高松市	細井（銃）	38	5	再指定					
	さぬき市	大串自然公園（銃）	90	〃	〃					
	善通寺市	四国農業試験場（銃）	165	〃	〃					
	東かがわ市	とらまる（銃）	105	〃	〃					
	観音寺市、三豊市	財田川（銃）	195	〃	〃					
	高松市	橘池（銃）	87	〃	〃					
	高松市	下福家（銃）	50	〃	〃					
計		7 箇所	730							
22 年度	小豆島町	沖ノ鼻（銃）	110	5	再指定					
	高松市	浅野（銃）	325	〃	〃					
	高松市	小田池（銃）	76	〃	〃					
	三豊市	国市池（銃）	220	〃	〃					
	まんのう町	満濃池（銃）	350	〃	〃					
	観音寺市	大野原カントリーパーク（銃）	160	〃	〃					
	観音寺市	池之尻（銃）	167	〃	〃					
	土庄町	高見山（銃）	135	〃	〃					
	三豊市	詫間港（銃）	463	〃	〃					
	善通寺市	宮池（銃）	6	〃	〃					
	善通寺市	村上池（銃）	36	〃	〃					
	まんのう町	土器川・内田（銃）	573	〃	〃					
	高松市	八栗山（銃）	130	〃	〃					
	高松市	十三塚・隠谷（銃）	53	〃	〃					
	三豊市	香川用水調整池（銃）	218	〃	〃					
計		15 箇所	3,022							

(第18表) 続き

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
23 年度	小豆島町	内海ゴルフ場（銃）	165	5	再指定					
	さぬき市	天王（銃）	326	〃	〃					
	綾川町	鞍掛（銃）	748	〃	〃					
	まんのう町	満濃ゴルフ場（銃）	214	〃	〃					
	三木町	白山（銃）	120	〃	〃					
	高松市、三木町	高松（銃）	10,262	〃	〃					
	高松市	平池（銃）	40	〃	〃					
	高松市	如意輪寺（銃）	120	〃	〃					
	観音寺市	塩井池・双子池（銃）	162	〃	〃					
	坂出市	木沢（銃）	26	〃	〃					
計		10箇所	12,183							

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができることとされているが、本県においては狩猟者が減少傾向であり、これまでの状況から判断して特に必要はないと認められることから、本計画においては指定予定はない。

ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域を指定するように努めるものとする。

## 3 猟区設定のための指導

高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県においては、猟区として設定可能な区域は考えられないことから、本計画においては猟区設定のための指導は行わないものとする。

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものについて、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

なお、本計画期間内において、下記以外の鳥獣の地域個体群について作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

また、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、計画の作成及び実施に当たって整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることができるように関係県間で協議・調整を行うものとする。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	イノシシによる農作物被害等を軽減し、人とイノシシとの共生を目指す。	イノシシ	平成19年4月1日 から 平成24年3月31日	県下全域	

### 2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて計画の対象地域を、市町の行政界又は河川、道路等対象鳥獣の移動障害となる地理的要素等によって区分し、それぞれの区域において、年度別に適切な保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を必要に応じ実施するものとする。  
なお、調査の実施に当たっては、必要に応じて社団法人香川県猟友会、日本野鳥の会香川県支部等に協力を依頼する。  
また、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、鳥獣保護員等による聞き取り調査や現地調査、アンケート調査を実施し、鳥獣の種類、分布状況の推移等調査精度の向上に努める。

また、この調査結果を基に、5キロメートルメッシュによる生息分布図を作成するものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

主要な鳥類及び獣類について、既存資料の整理・活用、鳥獣保護員等による聞き取り調査、現地調査及びアンケート調査を実施する。

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

県民鳥であるホトトギスについて、引き続き県下全域において生息状況調査を実施する。また、県民獣であるニホンジカについては、小豆島において生息密度調査を実施する。

また、香川県レッドデータブック掲載種など県内に生息する希少鳥獣について必要に応じて生息状況調査を実施し、その保護対策を検討する。

(第20表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
主要な鳥類・獣類	平成20年度	① 主要な鳥類・獣類の生息分布の把握 ② 分布調査 ③ 既存資料の整理 鳥獣保護員等への聞き取り調査 現地調査 アンケート調査	県下全域	6月
ホトトギス	毎年度	① 県民鳥の生息分布の把握 ② 分布調査 ③ 既存資料の整理	県下全域	4～6月
ニホンジカ	平成21年度	① 小豆島における県民獣の生息状況の把握 ② 分布調査、生息数調査 ③ 糞粒法による生息密度調査 アンケート調査	小豆郡（土庄町、小豆島町）	9月

## (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県下全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数調査を実施する。

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下全域	毎年度	日本野鳥の会香川県支部会員が、県下全域のガンカモ科鳥類渡来地において、目視により種別個体数をカウントする。 (同支部への委託事業)	ガンカモ科鳥類生息調査 (調査時期：1月中旬)

## (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、新規指定候補区域において鳥獣の生息状況調査を実施するとともに、既指定鳥獣保護区においても鳥獣の生息環境の維持・改善を図るための資料となる生息状況調査を実施する。

(第22表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
紫雲出山鳥獣保護区 真名屋敷鳥獣保護区	平成19年度	生息状況調査（聞き取り）	新規指定 期間更新
金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区 金刀比羅宮社有林南山鳥獣保護区 山大寺池・太古の森鳥獣保護区	平成20年度	生息状況調査（聞き取り）	期間更新
公淵鳥獣保護区 田村池鳥獣保護区 屋島鳥獣保護区	平成21年度	生息状況調査（聞き取り）	期間更新
寒霞溪鳥獣保護区 満濃池鳥獣保護区 大川山鳥獣保護区	平成22年度	生息状況調査（聞き取り）	期間更新
八栗鳥獣保護区	平成23年度	生息状況調査（聞き取り）	期間更新

## 3 狩猟対策調査

## (1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

## (2) 狩猟鳥獣生息調査

既存資料及び捕獲報告の分析により、主要な狩猟鳥獣の生息分布状況を把握する。

なお、キジ及びヤマドリについては、休猟区指定期間満了後の区域を対象にした猟犬を使用しての追い出しによる出合い数調査及び初猟日における出合い数についての鳥獣保護員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。

(第 23 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	捕獲報告（狩猟者登録証及び捕獲許可証）の捕獲場所情報を基に狩猟鳥獣の生息分布状況を把握する。	調査時期 7～9月
キジ、ヤマドリ	毎年度	① 休猟区指定期間満了後の区域において、猟犬を使用しての追い出しによる出合い数調査を実施する。 ② 初猟日における出合い数について、鳥獣保護員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。	調査時期 ① 11、2月 ② 11月15日（初猟日）

## (3) 放鳥効果測定調査

放鳥するニホンキジに翼帯を装着し、回収された翼帯から定着状況調査を実施する。

(第 24 表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ（ニホンキジ）	毎年度	羽 4,200	翼帯	個 4,200	翼帯の回収報告	狩猟鳥獣生息調査と併用

## (4) 狩猟実態調査

狩猟期間中における出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識、錯誤捕獲の状況、捕獲鳥獣の利用状況等について調査を実施する。

(第 25 表)

対 象	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟者登録者	平成 20 年度	第一種銃猟狩猟者登録をした者の中から無作為に 20%（150 人程度）を抽出し、出猟日数等についてアンケート方式により調査を実施する。	

#### 4 有害鳥獣対策調査

##### (1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。

また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等の情報を分析し、被害対策技術の開発に資するものとする。

##### (2) 調査の概要

関係団体、関係部局、地元市町、鳥獣保護員等の協力を得て、聞き取り調査及び現地調査を実施する。

なお、必要に応じて専門家による調査を実施する。

(第 26 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
カラス ニホンザル イノシシ	毎年度	被害発生状況について聞き取り調査及び現地調査を実施する。	

第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、県教育委員会、野鳥保護団体等の協力を得て、愛鳥週間を中心に各種行事を実施する。  
また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の充実に努めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第27表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥ポスターコンクール	←	→		←									→	対象：小・中・高等学校 児童・生徒
探鳥会用双眼鏡貸出等	←												→	対象：小・中・高等学校 児童・生徒等

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第28表)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
愛鳥ポスターコンクール	応募見込数 400点	応募見込数 400点	応募見込数 400点	応募見込数 400点	応募見込数 400点	募集、審査、ポスター展、表彰式を実施

## 2 野鳥の森等の整備

昭和 51 年 3 月に阿弥陀越鳥獣保護区特別保護地区において野鳥の森を整備しているが、整備後、長期間経過しているため、老朽施設の更新に努める。

(第 29 表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
阿弥陀越野鳥の森	昭和 50 年度	高松市亀水町	155ha	観察路 (所要時間：約 1.5 時間) 延長 2,674m 幅員 1.5m	休憩所 2 棟 便所 1 棟 案内板 1 基 解説板 1 基 給水器 20 基 給餌台 2 基 駐車場 1 箇所	野鳥観察を通して、 広く県民が自然に 親しめるよう施設 の適正な維持管理 に努める。	

## 3 愛鳥モデル校の指定

### (1) 方針

野鳥保護活動の推進が可能な小・中学校を対象に、県教育委員会の協力を得て愛鳥モデル校を指定するものとする。

### (2) 指定期間

3 年間とする。

### (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

指定校が実施する探鳥会等への講師紹介など、必要に応じて指導、助言を行うことにより、愛鳥思想の普及啓発を図る。

(4) 指定計画

(第30表)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小 学 校		3	3	3		3	3		3		3	3	3		3	
中 学 校		2	2	2		2	2		2		2	2	2		2	
その他の 学 校 等		1	1	1		1	1		1		1	1	1		1	
計		6	6	6		6	6		6		6	6	6		6	

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付け（鳥獣捕獲行為に伴う餌付けを含む。）は、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努めるものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や鳥獣被害の誘因となることがないように普及啓発に努めるものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が結果として鳥獣への餌付けとなり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、関係部局と連携を図り、安易な餌付けが行われることのないよう地域社会等での普及啓発にも努めるものとする。

## (2) 年間計画

(第31表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
公園等市街地における餌付け防止	←												→	広報誌、チラシ、 現地指導等	県民
農地等における餌付け防止	←												→	広報誌、チラシ、 現地指導等	〃
鳥獣捕獲行為における餌付け防止	←												→	チラシ、現地指導 等	狩猟者等

## 5 法令の普及徹底

## (1) 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲等の規制制度や鳥獣飼養登録制度等、県民に関係が深い事項について、広報誌等により重点的にその周知徹底を図るものとする。

(2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲等の規制制度	←												→	広報誌等	県民
鳥獣飼養登録制度	←												→	広報誌等	〃
狩猟関係法令の遵守	←												→	広報誌、チラシ等	狩猟者、県民

## 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

本計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、事業の円滑な推進を図るための人員を配置するものとする。

#### (2) 設置計画

(第33表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 〔環境森林部みどり保全課〕 〔総務・野生生物グループ〕	3 人	1 人	4 人	3 人	1 人	4 人	鳥獣行政全般
出先 (東部林業事務所)	1 人	-	1 人	1 人	-	1 人	傷病鳥獣保護

#### (3) 研修計画

(第34表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
市町担当者会	県	5月ごろ	1	全県	約20	鳥獣行政事務(主に市町への委譲事務である有害鳥獣捕獲許可と鳥獣飼養登録)の適正かつ円滑な実施を目的とする。(対象:市町担当職員)	
野生生物保護研修	環境省	6月ごろ	1	全国	1	鳥獣保護、狩猟行政に関する識見の向上及び鳥獣保護に関する業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とする。(対象:県担当職員)	

## 2 鳥獣保護員

### (1) 方針

鳥獣保護員は、狩猟取締り、鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等に従事する重要な役割を担っており、さらに、近年の鳥獣による農林水産業等への被害発生状況を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に対応する必要性が生じていることから、従来からの活動をさらに充実させていく必要がある。

なお、鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、研修の実施等により、その資質の維持・向上に努めるものとする。

また、基準設置数については、市町合併により市町数が減少しているものの、今後、より地域に密着した活動が求められることから、本計画においては従来の人数を維持するものとする。

### (2) 設置計画

(第35表)

基準設置数 (A)	平成18年度末		年度計画							備考
	人員(B)	充足率 (B/A)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計(C)	充足率 (C/A)	
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%	
40	39	97.5	1	—	—	—	—	40	100	

## (3) 年間活動計画

(第36表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←							→						↔
研修会参加							●							
狩猟者の指導・取締り								←	→					
鳥獣捕獲・飼養登録の検査	←												→	
法第75条第3項に基づく立入検査	←												→	
鳥獣保護思想に関する普及啓発	←												→	
鳥獣の生息状況等調査								↔						

## (4) 研修計画

(第37表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県	10月末	1回	全県	40人	関係法令等の周知徹底 鳥獣保護員の役割と業務について等	

### 3 保護管理の担い手の育成

#### (1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

#### (2) 狩猟者の減少防止対策

本県の平成18年度の狩猟者登録数は1,349件（12月末現在）で、ピーク時（昭和53年度：3,471件）と比較して40%以下となっており、年々減少傾向にある。また、県内在住の狩猟者の年齢構成を見ると、60歳以上が約50%、50歳以上が約90%を占めており、高齢化がかなり進んでいる状況である。

狩猟は鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、その担い手として期待されている狩猟者の減少及び高齢化は重大な問題であることから、社団法人香川県猟友会の協力を得て、新規の狩猟者確保及び狩猟者の減少防止のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

### 4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣保護業務は、現在の傷病鳥獣保護センター（県東部林業事務所）を拠点として実施する。

### 5 取締り

#### (1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部の協力を得て行うものとし、迅速かつ適正な取締りを実施するため、次の方策を講じるものとする。なお、取締りに際しての情報収集等については、日本野鳥の会香川県支部等との連携・協力を努めるものとする。

- ① 過去の違反状況の分析結果に基づき、月別の重点事項を定めて取締りを行うものとする。
- ② 違反多発区域や狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における鳥獣保護員による巡回を強化するものとする。
- ③ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ④ 氏名等の記載された標識がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
- ⑦ 狩猟事故及び法令違反の未然防止のため、社団法人香川県猟友会の協力を得て、法令に関する知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図るための講習会を定期的を開催する等、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
- ⑧ 警察当局との連携を密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催する等、一層の連携強化に努めるものとする。

## (2) 年間計画

(第38表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
猟期中の取締り（場所、時間、捕獲方法、捕獲鳥獣種・数等）									←				→	
猟期外の違法捕獲取締り	←							→					↔	
野鳥の違法捕獲及び無登録飼養の取締り	←												→	

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県においては、イノシシやニホンザル、ニホンジカ、カラス、カワウ等、一部の鳥獣の生息分布が拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、科学的・計画的な鳥獣の保護管理が求められており、その取組に当たっては、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な対策の実施を図る必要がある。加えて、鳥獣の保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や対策の実施状況を絶えず点検、修正して、よりの確なものへと見直す順応的な対応が求められている。

また、鳥獣の保護管理の新たな方向として、カワウ等については広域的な取組が求められる一方、それぞれの市町における取組の強化も課題となっている。さらに、適切な鳥獣の保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、確保していく必要がある。

本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護管理の考え方を基本として鳥獣保護事業を実施していくものとする。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

きめ細かな鳥獣保護事業を推進するため、鳥獣を次の区分に分類し、その特性に応じて保護管理を進めるものとする。

#### (1) 希少鳥獣

##### ① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（希少鳥獣）並びに県が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

##### ② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとし、必要に応じて県指定鳥獣保護区を指定するなど、種及び地域個体群の存続を図るものとする。

## (2) 狩猟鳥獣

## ① 対象種

法第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

## ② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、狩猟者の捕獲報告や自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとし、併せて関係行政機関等からの情報収集等を通じて、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、狩猟鳥獣保護の見地から、必要に応じて休猟区の指定や捕獲等の制限を行い、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

## (3) 外来鳥獣

## ① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

## ② 保護管理の考え方

適切な管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

また、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

なお、本来県内に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され、県内で被害を及ぼしている鳥獣についても、必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

## (4) 一般鳥獣

## ① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

## ② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

### 3 狩猟の適正管理

#### (1) 基本的な考え方

狩猟は、鳥獣の科学的・計画的な保護管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の減少及び高齢化が進んでおり、狩猟者の確保は社会的な課題と言える。

他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は、県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努める必要がある。

このため、次の取組等によって適切な鳥獣の保護管理をさらに推進するものとする。

#### (2) 狩猟者の資質向上のための取組

狩猟免許試験及び免許更新時の講習並びに社団法人香川県猟友会が実施する講習会等の機会を通じて、鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理）、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、人獣共通感染症の予防、外来鳥獣対策等に関する知識や技術の充実に努めるものとする。

#### (3) わな猟の適切な実施

近年のイノシシによる農業被害増加に伴い、イノシシを捕獲するためにわな猟免許を取得する農業者が増加し、わな猟者が急増している。

一方で、錯誤捕獲や、わなの作動により人が負傷する等の事故も増加しており、銃猟者とわな猟者のあつれき等の問題が顕在化している。

また、経験の浅いわな猟者が増加していることから、錯誤捕獲を防止するとともに、人や財産へ危害を及ぼすことがないように、適切なわなの設置場所、時期及び数量、地域住民や他の狩猟者への周知、見回りの励行等のわな猟に関する知識・技術を習得するための講習会を、社団法人香川県猟友会の協力を得て実施するなど、わな猟の適切な実施を推進するものとする。

#### (4) 狩猟者の確保

これまで、狩猟免許試験及び免許更新時の講習会の複数回開催等、狩猟者確保のための取組を進めてきているが、今後は、必要に応じて休日開催を検討するなど、一層の取組について検討するものとする。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての県民の理解を得るとともに、鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得られるよう狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実に努めるものとする。

#### 4 入猟者承認制度に関する事項

入猟者承認制度は、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって当該狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、個体数管理に特に配慮しつつ被害対策への取組が必要な場合において、狩猟鳥獣の地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うものである。

現時点では予定はないが、必要に応じて本制度を活用し適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。

#### 5 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について指定するものとする。

本県においては、平成12年度に法第12条第2項に基づく新池鉛散弾規制地域（高松市香川町、42ha）を指定し、平成16年度に同区域を指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）に移行した。

本計画期間中においても、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾を使用する方法以外の猟法であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

##### (2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

##### (3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

## 6 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

野生の鳥類は本来自然のままに保護すべきであるという理念に基づき普及啓発に努めるものとし、鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることから、次の点に留意しつつ、飼養登録事務を行う市町に対して指導・助言を行うとともに、鳥獣保護員による巡回等を強化するものとする。

### (2) 飼養の適正化に当たっての留意点

- ① 鳥獣飼養登録台帳及び装着登録票管理簿を整備し、登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合、確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（現在の装着登録票、足環）導入以前から更新されている等の長期飼養個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏しょう性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着登録票（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。
- ④ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。  
また、違法に捕獲された鳥獣については、飼養についても禁止されているので適正な管理に努めるものとする。

## 7 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

規則第 22 条で指定されている販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵並びにヤマドリを加工した食料品）の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が、学術研究の目的、養殖の目的又は規則第 23 条に規定する次の目的に適合していること
  - 1) 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合  
鑑賞の目的及び販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的
  - 2) 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合  
鑑賞の目的、放鳥の目的、はく製の目的、食用の目的、羽毛の加工の目的及び販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

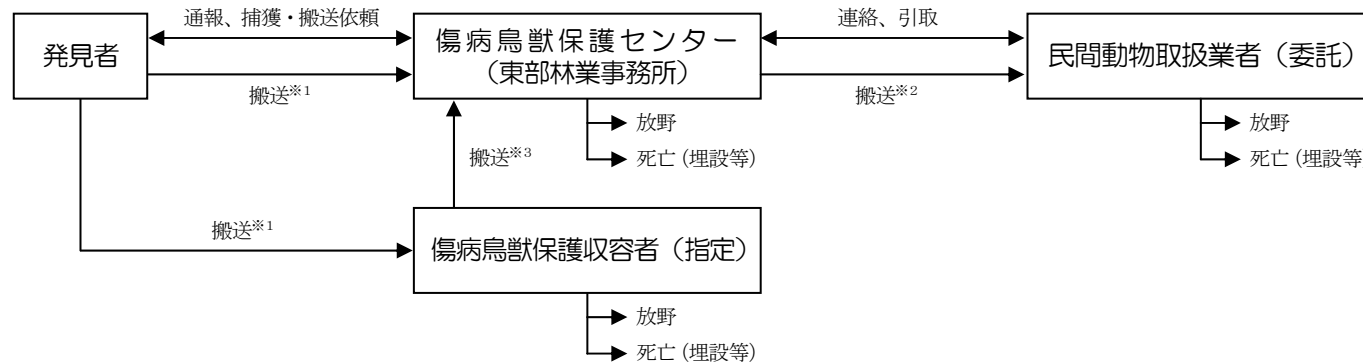
## (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合はその場所（同一地域個体群）等とする。

## 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

## (1) 現状

現在の傷病鳥獣救護の体制は、傷病鳥獣保護センター（県東部林業事務所）において受付、応急処置、一時収容業務を行い、民間動物取扱業者に治療、給餌、リハビリ等の保護収容業務を委託するとともに、個人の保護収容者3名を指定し県下に配置している。



※ 1 原則として発見者に捕獲及び搬送を依頼するが、やむを得ない場合は市町職員又は県職員（みどり保全課又は東部林業事務所）が対応する。

※ 2 通常は週1回（土日祝日の前日）の引取とするが、緊急を要する場合は搬送する。

※ 3 傷病の状況により搬送する。

## (2) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応するものとする。

- ① 傷病鳥獣保護センターを中心として、市町、県獣医師会等との連携を図りながら、救護活動のネットワーク体制の整備に努める。
- ② 終生飼養、リハビリ等に携わるボランティア等、民間による取組を検討する。
- ③ 傷病鳥獣の発生原因を分析し、必要に応じて予防措置を講じる。
- ④ 油汚染事故等、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備について検討する。
- ⑤ ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。
- ⑥ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制の整備について検討する。

## (3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、次の考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを可能な限り収集するとともに、野生復帰が可能な個体については治療及びリハビリを行う。野生復帰が不可能な個体については繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行い、これらの対処が困難である場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じ同法による手続を経た上で、終生飼養するか又はできる限り苦痛を与えない方法で致死させる。
- ④ 野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣又は野生復帰が不可能な鳥獣については、傷病鳥獣救護に関するガイドラインを作成し適切に対処する。

## (4) 野生復帰

野生復帰は、次の考え方を基本として対応するものとする。

- ① 傷病が治癒していること、運動能力や採餌能力、警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所での野生復帰を基本とし、それが不適當又は困難な場合は遺伝的になかく乱を及ぼすことのない場所を選ぶ。

## 9 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、関係機関との連絡体制及び鳥獣に関する検査体制の構築に努めるとともに、人獣共通感染症に関する基本的な情報や野鳥との接し方等について、県民への情報提供等に努める。